

緊急事態宣言下における市町村立学校園の教育活動等について

令和3年1月13日
大阪府教育庁

1 基本方針について

- (1) 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、学校での教育活動を継続する。
 - ・感染症への不安等により登校できない児童生徒等については、学びの保障を徹底してください。
- ※府立学校においては、分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態で教育活動を継続します。
- (2) 感染リスクの高い教育活動等は実施しない。

2 感染症対策の徹底について

- (1) 基本的な感染症対策の徹底
 - ・マスクの着用
 - ・手洗いの徹底
 - ・換気の徹底（常時換気が難しい場合は30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）
- (2) 健康観察の徹底
 - ・児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察を実施することを徹底する。
 - ・児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。
 - ・登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに養護教諭等と連携し迅速な対応をとる。
 - ・教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。
- (3) 給食指導
 - ・食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ・机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。

3 教育活動上の対応について

- (1) 感染リスクの高い教科活動等
以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。
 - ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
 - ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・理科における、児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察
 - ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ・図画工作、美術における、児童生徒同士が近距離で活動する共同制作や鑑賞の活動
 - ・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
 - ・外国語（外国語活動）における、児童生徒が近距離でペアやグループとなってコミュニケーションをとる活動やハイタッチなどの身体接触
 - ・体育における、児童生徒が密集する運動や組み合ったり接触したりする運動
- (2) 体育の授業実施上の留意点
 - ・可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
 - ・運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときはマスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する。
 - ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空ける。

(3) 学校行事等

- ・修学旅行、校外活動等は、宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期とする。
- ・卒業式等の式典は、形態を工夫して実施する。
(後日、府立学校の対応について参考送付します)

(4) 部活動

- ・「生徒同士が組み合うことが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」等、感染リスクの高い活動は行わない。
- ・なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。
- ・練習試合や合同練習については禁止とする。
- ・部活動に付随する、屋内での着替え等の場面での感染対策に十分に留意する。

4 児童・生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

- ・緊急事態宣言下の対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で対応する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。

(2) 児童虐待への対応

- ・緊急事態宣言下の対応に伴い、さらなる雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携し、学校組織として、児童・生徒の状況把握に努める。
- ・児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。
- ・深刻な事案が生じた場合は、市町村教育委員会と連携し、必要に応じて府の緊急支援チームの派遣を要請する。

5 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業について

学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかについては、設置者が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位、または学校全体を臨時休業とすることが考えられます。

6 緊急事態宣言下における教育活動等についての参考資料等

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」

(令和2年5月28日、8月21日、9月3日、12月11日 大阪府教育庁)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）」

(令和3年1月8日 文部科学省)

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

(令和3年1月5日 文部科学省)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

(令和2年12月10日 文部科学省)